

# 徳島県立総合大学校設置要綱

## (目的)

第1条 国際化、情報化の進展や少子・高齢社会、地方分権の進展、さらには、人口減少社会の到来など新たな時代潮流に対応しながら、県が保有する専門知識や技術を活用して21世紀を担う人材創造に貢献するとともに、県民の様々な学習ニーズに対応する「県民“まなび”拠点」として、徳島県立総合大学校（以下「大学校」という。）を設置する。

## (運営等)

第2条 大学校は、前条に掲げる目的を達成するため、学部その他の組織の一体的な運営により、その機能を総合的に発揮するよう努めるものとする。

2 大学校は、条例等で個別に規定を設けている場合を除き、この要綱を適用する。

3 大学校の運営年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## (大学校長等)

第3条 大学校に大学校長、副校長を置く。

2 大学校長は、徳島県知事とする。

3 大学校長は、大学校を代表する。

4 副校長は、徳島県教育委員会教育長とする。

5 副校長は、大学校長を補佐し、大学校長に事故があるとき、又は大学校長が欠けたとき、その職務を行う。

## (本部長等)

第4条 大学校に本部長、副本部長を置く。

2 本部長は、生活環境部長とする。

3 本部長は、事務局及び学部を統括する。

4 副本部長は、総合教育センター所長とする。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたとき、その職務を行う。

## (情報提供)

第5条 大学校は、講座情報及び政策研究活動等の状況について、積極的な情報提供に努めるものとする。

## (学部等)

第6条 大学校に事務局及び次に掲げる学部及び養成コース（以下学部等という。）を置く。

2 学部等に次の養成コース及び学部を置く。

医療専門養成コース

産業人材養成コース

教育社会学部

防災減災学部

総合政策学部

生活環境学部

文化芸術学部

健康福祉学部

男女共同参画学部

産業経済学部

南部地域創生学部

西部地域創生学部

3 事務局及び学部等に関し必要な事項は、大学校長が別に定める。

(入学の時期)

第7条 大学校への入学は、個別に規定を設ける学校及び講座等以外については、「学びの手帳」の交付を受けた時又は受講、参加した時とする。

(入学資格)

第8条 大学校への入学は、個別に制限を設ける学校及び講座等以外何らの制限を行わない。

(単位)

第9条 講座等を修了した者には、その講座における所定の単位を与える。

2 単位の計算については、学校及び講座等の方法に応じて行うものとし、大学校長が別に定める。

(奨励賞の認定及び授与)

第10条 大学校における学びの意欲を高めるため、奨励賞を設ける。

2 奨励賞は、大学校長が認定し、授与する。

3 前項の規定により授与する奨励賞に関し必要な事項は、大学校長が別に定める。

(授業料等)

第11条 授業料等については、学校及び講座等ごとに定める額とする。

(とくしま政策研究センター)

第12条 大学校にとくしま政策研究センターを置く。

2 とくしま政策研究センターに関し必要な事項は、大学校長が別に定める。

(学部長等会議)

第13条 大学校に学部長等会議を置く。

2 学部長等会議に関し必要な事項は、大学校長が別に定める。

(運営協議会)

第14条 大学校に、運営協議会を置く。

2 運営協議会は、大学校の運営に関する重要事項について、大学校長に対して助言又は提言を行う。

3 運営協議会は、委員21人以内で組織し、委員は、生涯教育等に関し広くかつ高い見識を有する者等のうちから大学校長が委嘱したもの又は生涯教育等に関する団体であつて大学校長が委嘱したものから派遣された者とする。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、大学校長が別に定める。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、大学校の運営に関し必要な事項は、大学校長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年1月20日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。